

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和4年2月21日（月）  
総務文教常任委員会終了後  
場 所 第2委員会室

## 審査内容

- 1 請願第1号 鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書について
- 2 シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について  
意見書の提出を求める陳情書について

鉦害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書

紹介議員 福田勝政

紹介議員 宮本政志

鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書

令和 4 年 2 月 11 日

山陽小野田市議会議長 高松秀樹 様

請願者

住所 山陽小野田市大字有帆1463番地  
氏名 佐藤幸彦

【要旨】

山陽小野田市は、江戸初期から昭和中期頃まで、数多くの炭鉱を有し、炭鉱の街として栄えてきました。市内の地下にはいまだに多くの坑道が存在し、浅所陥没などの鉱害の被害が市内各所で発生しています。

浅所陥没等の鉱害復旧について、有資力鉱区においては賠償義務者が対応し、無資力鉱区においては、山口県では山口県採石協会が対応しています。しかし、その被害発生の状況によっては、鉱害とは認められず、被害の補償もなく、市民が犠牲を強いられている状況も発生しています。

ついでには、鉱害に対して、市民に犠牲を強いることなく、被害を救済する措置を求めるように、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出することを請願します。

【理由】

私は、山陽小野田市の有帆校区に2004年（平成16年）に自宅を新築しました。新築後、約10年が経過した2014年（平成26年）に自宅近くに県道が新設されることになり、道路工事が始まりました。この工事では、地下に炭鉱の坑道跡が多数見つかったため、相当量のグラウト注入が行われました。

道路工事開始から約5年後の2019年（平成31年）頃、急激に自宅の傾斜が進み、建物不具合も多数発生し始めました。

同年3月、山口県採石協会小野田分室に特定鉱害の調査を申請しました。



同年5月16日から23日にかけて、敷地内の2か所をボーリング調査したところ、自宅建物下の浅いところに2層の古洞の存在が確認されましたが、山口県採石協会小野田分室からは、特定鉱害の認定には、地表面の陥没が必要であり、陥没が発生したとしても、それを誘発させた事業等があれば、特定鉱害とは認められない旨の回答がありました。

2019年（令和元年）から2020年（令和2年）4月頃までに、自宅の傾斜は急激に進み、最大箇所で2.7度に達しました。2022年（令和4年）現在では、最大傾斜箇所は3.0度になっています。

一般的に家屋の傾斜角度が1.0度を超えると健康被害が出てくるとされており、2019年（令和元年）頃より、実際に平衡感覚に異常を感じ、家族に体調不良が出始めたために、転居し、現在は社宅で暮らしています。

傾斜異常による転居から2年以上が経過しましたが、山口県採石協会は道路工事が原因であると言い、県道新設の工事を行っている宇部土木事務所は古洞とその崩壊が原因であると言い、責任のなすりつけ合いをするだけで、補償に関する話は全く進みません。

私たち家族は、有帆中村地区に3代続けて住んでおり、これからも住み続けたい、一刻も早く自宅に帰りたいと思っています。しかし、現状では自宅建物の補償のめどが全く立たず、建物の異状も次々に増えています。加えて、両親も80歳を超え、私たち家族5人も疲労とストレスによる精神的苦痛で、もう限界です。自宅を建て、10年以上も何事もなく幸せに暮らしていた普通の生活が、このようなことで崩されなければならないのでしょうか。どうして、国、山口県、山陽小野田市は助けてくれないのでしょうか。どうして、誰も補償をしてくれないのですか。どうして、私たちのような一般市民が、これだけの犠牲を強いられ、苦しめられるのでしょうか。

私たちにとって、山陽小野田市議会が最後の希望です。もし、私たちの話に一人でも耳を傾けてくださる方がいらっしゃるのならば、一度、自宅建物を御覧になって、私たち家族の苦悩を考えてください。どうぞ、私たち家族をお救いください。よろしくお願いします。

令和4年(2022年)1月27日

山陽小野田市議会議長  
高松 秀樹 様

提出者 郵便番号756-0806  
山陽小野田市中川二丁目4番16号  
公益社団法人  
山陽小野田市シルバー人材センター  
理事長 藤本 賢 揮

シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）  
について意見書の提出を求める陳情書

1 陳情事項

令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式(インボイス制度)においては、免税事業者との取引については消費税に係る仕入控除が認められなくなります。このことは、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が大きいことから、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を要望するものです。

2 理由

シルバー人材センターが会員に支払う「配分金」には消費税が含まれていますが、この制度が導入されるとほぼ全員が免税事業者であるセンターの会員についての仕入控除が認められないことになり、シルバー人材センターは配分金に含まれる消費税相当額を負担し、納税する必要があります。

しかし、シルバー人材センターは公益法人であり、「収支相償」の原則もあることから剰余金もないため、この消費税相当額を負担することになった場合、センターの事務局体制を維持し、事業運営を行うことができなくなる可能性があります。

よって、適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が大きいことから、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を要望します。



担 当 事 務 局 長 藤 村 安 彦  
電 話 番 号 0 8 3 6 - 8 4 - 0 4 4 8

## 「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」(案)

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年(2023年)10月に、消費税において適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日